北海道文教大学学生の課外活動助成に関する取扱内規

(平成16年 程 第4号)

(趣 旨)

第1条 この内規は、北海道文教大学学生の課外活動に関する規程第13条に基づく助成について、北海道文教大学(以下「本学」という。)の学生の課外活動に対し、その健全な発展を期して助成を行うために、必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

- 第2条 この内規の適用範囲は、次の各号に該当する場合とする。
 - (1) 学生団体又はその構成員が行う課外活動で、学長が必要と認めたとき
 - ② 大学祭、体育大会等の学友会活動で、学長が必要と認めたとき
 - ③ その他、学長が必要と認めた活動

(助成基準)

第3条 前条各号において必要と認めた活動に対する助成基準は、別表 | のとおりとする。

(申 請)

- **第4条** 助成を受けようとする場合は、次の各号により学務部学生課(以下「学生課」という。)へ指定の書類を 提出しなければならない。
 - (1) 第2条第1項第1号の活動においては、原則として当該活動日の7日前までに課外活動助成願(様式1)を提出しなければならない
 - (2) 第2条第1項第2号の活動においては、その行事等実施日の1ヶ月前までに指定された書類を提出しなければならない
 - (3) 第2条第1項第2号の活動においては、その内容、状況に応じ指定された書類を提出しなければならない

(助成)

- 第5条 申請があった場合は、本学学生委員会(以下「委員会」という。)で審査の上学長がこれを決定する。
- ? 前項の決定を受けた場合は、直ちに学生課で所定の手続をしなければならない。
- 3 愛好会、同好会、部又はサークルに応じて助成基準の適応割合を次のとおりとする。
 - (1) 愛好会は助成基準の半額を助成することができる。ただし、助成対象の初年については2万円の助成額を限度とする。
 - (2) 同好会は助成基準の 8 割を助成することができる。
 - (3) 部又はサークルは助成基準の全額を助成することができる。
 - (4) 本学が特に必要と認めた団体及び個人については、前各号の規定に拘わらず、助成基準の適応割合を別に定めることができるものとする。

(報告)

第6条 助成を受けた場合は、行事等が終了後10日以内に指定する報告書を学生課へ提出しなければならない。

(助成停止等)

- 第7条 学長は、次の各号に該当する場合は、助成の停止又は助成金を返還させることがある。
 - ① 虚偽の申請又は報告があったとき
 - ② 第6条の報告を怠ったとき

(改 廃)

第8条 この内規の改廃は、本学学生委員会の議を経なければならない。

RH BII

この内規は、平成11年5月19日から施行する。

附 則

この内規は、平成16年7月7日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成22年4月1日から施行する。

別表 1

助成基準 1 : 遠征費等

区分	対 象	助成金額	特記事項
	道内・外で行われる競技大会、 又は、その他の催し	宿泊費として 1人1泊2,000円以内交通費は 恵庭駅から開催地の最寄駅まで のJR学割運賃+急行料金相当 額	・助成対象者はエントリー人数の他にマネージャー 1 名を加えることができる・限度額 1 回7名以下の団体50,000円8名以上の団体60,000円
課外活動	選抜され北海道の代表として参加する競技大会又はその他の催し	宿泊費として 1人1泊3,000円以内交通費は 恵庭駅から開催地の最寄り駅ま でのJR学割運賃+急行料金相 当額	・助成対象者はエントリー人数 の他にマネージャー 1 名を加 えることができる ・限度額 1 回 100,000円とする
	学外で行う定期演奏会、展示会、 発表会等	会場借用料の半額	・限度額 50,000円

- (1) 学生1団体の年間助成金額の限度額は、120,000円とする。
- ② 選抜され北海道の代表として参加する競技大会等への助成金額は、(1)の限度額に算入しないものとし、1団体への助成は年度内1回を限度とする。
- (3) 特に必要と認めた場合は、助成基準に定めのない事項について、助成することができるものとする。

助成基準 2:監督・コーチ

X	分	対象	助成金額	特記事項
学	内	監 督・コーチ等	年間 20,000円	・顧問は教員のみ、監督・コーチには職員も就任できる。ただし、それぞれ 1名を限度とする。
学	外	<u>監</u> 督 コーチ	年間 165,000円	・監督、コーチどちらか 名を限度とす る。

(1) 特に必要と認めた場合は、助成基準に定めのない事項について、助成することができるものとする。

助成基準3:連盟登録費等

- 各団体又は構成員が加盟している競技団体等の登録料等については、本学が認めた登録料等のうち団体に全額、個人に5割を助成する。
- 2 競技大会等に参加する場合に要する競技団体等の登録料等については、本学が認めた競技大会登録料等のうち団体に全額、個人に5割を助成する。

助成基準4:物品等

- 1 物品等の助成については次のとおりとする。
 - ① 大学名を明記したユニフォーム(試合着)等の購入を本学が認めたときは、購入費の8割を助成する。
 - ② 各団体が実施する練習等の効率を高める機器・物品等及び活動環境が著しく改善される物品等並びに施設・設備の改修等について本学が必要と認めた場合は、購入費の8割を助成する。ただし、特に必要と認めた場合は、全額を助成できるものとする。
 - ◎ 各団体が活動上必要とする消耗品については、本学が認めた消耗品の購入費のうち5割を助成する。
- 2 前項各号に定めない物品について学生団体から要望が出された場合、その都度学生委員会で協議し、助成額 を決定する。